

令和3年5月21日

群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合代表者 殿

群馬労働局長
(公印省略)

「業務改善助成金」に関する周知への御協力について (依頼)

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援する「業務改善助成金」の令和3年度の申請受付を開始しました。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新しい生活様式や新しい働き方のスタイルが示され、業務効率化による生産性向上のための取組が重要となっております。本助成金は、その取組を支援させていただき助成金のため、当局といたしましても管内企業の皆さまに御活用いただけるよう周知を行っているところです。

つきましては、下記及び参考資料、別紙パンフレットを御参照いただき、これらの内容について御了知の上、傘下団体及び傘下企業の皆様に対する周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

(参考資料)

○業務改善助成金について (厚生労働省 HP)

※業種別活用事例・申請手続き・申請様式・Q&A 等が掲載されています

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

○群馬県版リーフレット (群馬労働局 HP)

<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/content/contents/000853146.pdf>

<問合せ先>

〒371-8567

前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階

群馬労働局雇用環境・均等室 松下

TEL: 027-896-4739

働き方改革 の取組を

社会保険労務士が**無料**でサポートします!



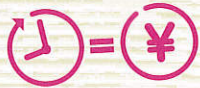
働き方改革を
総合的に、継続的に
推進するには?

中小企業の皆様へ

労務管理の専門家が
お悩みを解決します



長時間労働の是正のため
何に取り組めば良いの?



不合理な待遇差を解消する
同一労働同一賃金の
実現には、どうすれば良いの?



生産性の向上や
賃金を上げるには?



人手不足の解消に
必要な対策って…?



働き方改革に利用できる
助成金の情報を
教えて…!

電話でのご相談は



0120-486-450

群馬働き方改革推進支援センター

前橋市元総社町528-9 群馬県社会保険労務士会 内

☒ hatarakikatakaikaku@gunma-sharoushi.com (来所・メールによるご相談もお受けいたします)

相談受付

2021. **4/1** (木) ▶ 2022. **3/31** (木)

開設時間

平日9:00~17:00
(12/29~1/3を除く)



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業・
小規模事業者等に対する
働き方改革推進支援事業

令和3年5月・6月の 雇用調整助成金の特例措置等について

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年4月30日までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、**一部内容を変更し、**

この特例措置を6月30日まで延長いたします。

特例措置の内容

判定基礎期間の初日		～4月末	5月・6月	
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) ① 13,500円	
	業況特例 (※1) 【全国】	-	4/5 (10/10) ② 15,000円	
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	-	予定 4/5 (10/10) ② 15,000円
		まん延防止等重点措置	-	4/5 (10/10) ② 15,000円
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) ① 13,500円	
	業況特例 (※1) 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) ② 15,000円	
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	4/5 (10/10) 15,000円	予定 4/5 (10/10) ② 15,000円
		まん延防止等重点措置	-	4/5 (10/10) ② 15,000円

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。

②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。

○予定の部分は施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定です。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

厚生労働省HP

お問合せ先 ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL030511企01

※1・※2に該当する事業主の方へ

※1 業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

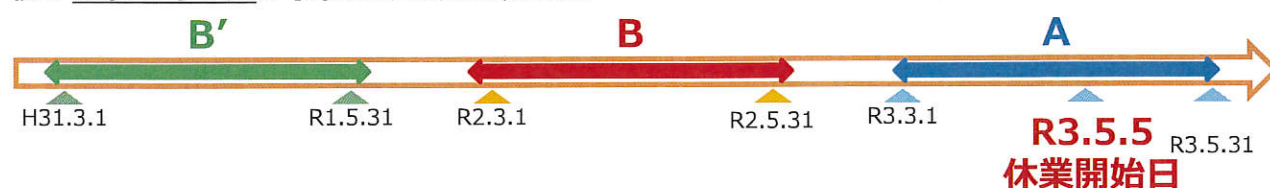
AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少**している事業主

A：休業の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和3年5月から休業を実施した場合



【対象となる休業等】

令和3年1月8日から6月末まで(※)の休業等（短時間休業を含む）

(※) 中小企業は5月1日から6月末まで（4月末までは本特例を受けずに同様の助成が受けられます。）

※2 地域に係る特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- ①まん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による要請等を受けて、
- ②まん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

※上記の他、前ページのとおり厚生労働省令の改正等を行ったうえで緊急事態宣言に関する特例を設ける予定です。

令和3年度 業務改善助成金のご案内

群馬県版

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を20円以上引き上げ、**10万円以上の設備投資**（設備投資の例は裏面参照）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。
⇒賃金の引上げと設備投資の両方を行うことが必要となります。

概要

※申請期限：令和4年1月31日

※予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります

コース区分	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ①事業場内最低賃金が867円まで ②事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10（※1）
	2～3人	30万円		
	4～6人	50万円		
	7人以上	70万円		
30円コース	1人	30万円		
	2～3人	50万円		
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
60円コース	1人	60万円		
	2～3人	90万円		
	4～6人	150万円		
	7人以上	230万円		
90円コース	1人	90万円		
	2～3人	150万円		
	4～6人	270万円		
	7人以上	450万円		

（※1）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準をこえている場合等に、加算して支給されます。

○パソコンやタブレット端末は、システムと一体となって使用する場合は対象となり得ます。
○自動車は、特殊用途自動車のみ対象となります。

働き方改革推進支援資金

◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、群馬県の日本政策金融公庫の窓口にお問合せ下さい。

